

地域指定年度	昭和45年度
計画策定年度	昭和46年度
計画見直し年度	平成6年度
	令和元年度

中島農業振興地域整備計画書

令和2年（2020年）3月

福島県西白河郡中島村

< 目 次 >

第 1 農用地利用計画	1
1 土地利用区分の方向.....	1
(1) 土地利用の方向	1
(2) 農業上の土地利用の方向	6
2 農用地利用計画.....	7
第 2 農業生産基盤の整備開発計画	8
1 農業生産基盤の整備及び開発の方向	8
2 農業生産基盤整備開発計画	9
3 森林の整備その他林業の振興との関連	9
4 他事業との関連.....	9
第 3 農用地等の保全計画	10
1 農用地等の保全の方向	10
2 農用地等保全整備計画	11
3 農用地等の保全のための活動	11
4 森林の整備その他林業の振興との関連	12
第 4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画.....	13
1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向	13
(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標	13
(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向.....	14
2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策	15
3 森林の整備その他林業の振興との関連	16
第 5 農業近代化施設の整備計画.....	17
1 農業近代化施設の整備の方向	17
2 農業近代化施設整備計画	20
3 森林の整備その他林業の振興との関連	20
第 6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画.....	21
1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向.....	21
2 農業就業者育成・確保施設整備計画	21
3 農業を担うべき者のための支援活動	22
4 森林の整備その他林業の振興との関係	22
第 7 農業従事者の安定的な就業の促進計画.....	23
1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標	23

2	農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策.....	24
3	農業従事者就業促進施設	24
4	森林の整備その他林業の振興との関係	24
第 8	生活環境施設の整備計画.....	25
1	生活環境施設の整備の目標	25
2	生活環境施設整備計画	26
3	森林の整備その他林業の振興との関連	27
4	その他の施設の整備に係る事業との関連	27
第 9	付図	28
1	土地利用計画図（付図 1 号）	28
2	農業生産基盤整備開発計画図（付図 2 号）	28
3	農用地等保全整備計画図（付図 3 号）	28
4	農業近代化施設整備計画図（付図 4 号）	28
5	農業就業者・育成確保施設整備計画図（付図 5 号）	28
6	生活環境施設整備計画図（付図 6 号）	28

第1 農用地利用計画

1 土地利用区分の方向

(1) 土地利用の方向

ア 土地利用の構想

本地域は、福島県の中通り地区の南部に位置し、東西約3km、南北6.5km、総面積は18.92km²を有する平地農村地帯である。

気象は、比較的温暖で夏に雨が多い内陸性気候である。気候型としては東日本型に含まれ、その北限近くに位置する。東日本型気候の典型である東京と比較すると年平均気温は低いものの、東北地方においては雪が少なく、比較的温暖な地域である。

地形等については、阿武隈川北西部の矢吹ヶ原台地と、阿武隈川沿いの釈迦堂・阿武隈中流低地に大別される。矢吹ヶ原台地は、小起伏丘陵地とローム質台地上位から構成され、釈迦堂・阿武隈中流低地はローム質台地下位と扇状地性低地より構成される。小起伏丘陵地は北側の松崎地区、ローム質台地上位は岡ノ内・滑津原・二子塚、ローム質台地下位は川原田、扇状地性低地は阿武隈川及び泉川沿いにそれぞれ分布している。このうちローム質台地と扇状地性低地が大半となっており、平坦な地形の多いことが特徴である。

土地利用については、総面積の半数程度を農用地が占め、森林原野が2割程度、市街地等その他の土地利用が3割程度という構成となっている。

本村の人口は緩やかな減少傾向で推移しており、平成27年に5,001人となっている。また、世帯数についてはやや増加の傾向となっており、平成27年に1,395世帯となっている。就業人口については増加が続いている、平成27年の総就業人口は2,885人となっている。産業別では、農業を中心とした第1次産業の占める割合は2割程度となっており、第2次、第3次産業がそれぞれ4割前後の割合として構成されている。農業就業人口は、平成22年から27年にかけて増加している。

本地域は、東北自動車道や福島空港などに近接し、首都圏等との交通利便性も良好であり、さらに、豊かな自然に恵まれた豊富な土地資源や水資源、交通利便性に基づく工場立地や企業誘致が進んできており、今後も、こうした地域資源の活用や取り組みを通じ、活力ある地域づくりを進めていくものである。しかし一方で農業については、国内外の厳しい情勢等を背景として、今後、安定・成熟した就業構造の確立や、自然環境と調和した生業として、また、安定的な収入と働きがいのある自立的な産業として確立させていくことが課題である。

このため、土地利用にあたっては農業、商業、工業の調和のとれた振興を図るため、自然

環境との調和を保ちつつ、村土の保全と整備を進め、それぞれの生産活動の地域圏を明確にする。優良農地の確保はもとより、畜産振興、農業近代化施設整備の促進のため農業用施設用地を設定し、住宅・工場用地は道路沿線を主に集約するなどして、農地の分断等を抑制する。また、森林・原野は、自然環境の保全を基本として資源の保護、育成を図るとともに、低生産地、低利用森林の有効利用等を図りつつ、地域活性化の資源として位置づける。

(表一 土地利用の構想)

単位：h a、%

	農用地		農業用施設用地		森林・原野 (うち混牧林地)	
	実数	比率	実数	比率	実数	比率
現在 (令和元年)	1,018.2	53.9	2.5	0.1	334.3 (0)	17.7 (0)
目標 (令和10年)	1,014.7	53.9	2.5	0.1	334.3 (0)	17.7 (0)
増減	-3.5		0		0	

	住宅地		工場用地		その他		計	
	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率
現在 (令和元年)	131.5	7.0	26.2	1.4	378.1	19.9	1,890.8	100
目標 (令和10年)	131.5	7.0	26.2	1.4	381.6	19.9	1,890.8	100
増減	0		0		3.5		0	

(注) (カッコ) 内は混牧林地面積である。

イ 農用地区域の設定方針

(ア) 現況農用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある現況農用地1,018.2haのうち、下記のa～cに該当する農用地で、次の地域、地区及び施設の整備に係る農用地以外の農用地約753.1haについて、農用地区域を設定する方針である。

(表一 農用地区域としない地域、地区及び施設に係る農用地)

地域、地区及び施設等の具体的な名称又は計画名	位 置 (集落名等)	面 積 (ha)			備 考
		農用地	森林その他	計	
農村工業導入地区指定地域	滑津字白ッ子・愛宕山・大池向	4.7	12.2	16.9	
工場適地	滑津字菖蒲釜池南・五升堀田	0.4	3.1	3.5	
計		5.1	15.3	20.4	

(設定基準)

a 集団的に存在する農用地

10ha以上の集団的な農用地

b 土地改良事業又はこれに準ずる事業（防災事業を除く）の施行に係る区域内にある土地

- ・農業用排水施設の新設又は変更（いわゆる不可避受益地を除く）
- ・区画整理
- ・農用地の造成（昭和35年以前の年度にその工事に着手した開墾建設工事を除く）
- ・埋立て又は干拓
- ・客土、暗きよ排水、深耕、れきの除去、心土破碎、床締め、切盛り等

c a及びb以外の土地で、農業振興地域における地域の特性に即した農業の振興を図るため、その土地の農業上の利用を確保することが必要である土地

- ・果樹、花き、野菜等の特産物を生産している農地で産地の形成上確保しておくことが必要な土地
- ・高収益をあげている野菜のハウス団地
- ・国が補助を行わない土地改良事業等の施行に係る区域内にある土地
- ・農業生産基盤整備事業の実施が予定されている土地
- ・周辺の優良農地の保全や農業水利上の悪影響を防止するため確保する必要がある農地
- ・農業経営基盤強化促進法に基づく認定農業者等の経営地に隣接する一定規模の土地等、将来当該認定農業者等に集積することによって、経営規模の拡大と農業経営の合理化を図ることが適当な土地

- ・農業経営基盤強化促進法に基づく特定農業法人が集積することとされている農用地
 - ・都市住民の農業理解を深めるためのいわゆる棚田オーナー制度の対象地
- ただし、c の土地であっても、次の土地については農用地区域には含めない。
- 集落区域内（連接集合して存在する住宅、農業用施設、商店、工場等の施設の敷地の外縁を結んだ線内の区域）に介在する農用地で、団地規模が10ha以下の農用地
該当農用地面積約52ha
 - 自然的な条件等からみて、農業の近代化を図ることが相当でないと認められる次に掲げる農用地
今後農用地として存続が困難と認められる農用地約6ha
 - 中心集落の整備（中小企業の誘致、住宅の建設等）に伴って拡張の対象となる集落周辺農用地約80.3ha
 - 道路沿線市街地として開発が進みつつある県道棚倉・矢吹線及び白河・母畠線、白河・石川線、泉崎・浅川線の沿線の農用地18.2ha
 - 散在する住宅に接続し、またその周辺にあって今後既存住宅用地の拡張が見込まれる農用地約4ha

(イ) 土地改良施設等の用に供される土地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある土地改良施設のうち、(ア)において農用地区域を設定する方針とした現況農用地に介在又は隣接するものであって当該農用地と一体的に保全する必要があるものについて、農用地区域を設定する。

(表一) 土地改良施設用地

土地改良施設の名称	位 置 (集落名等)	面 積 (ha)	土地改良施設等の種類
該当なし	-	-	-
計		-	

(ウ) 農業用施設用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある農業用施設用地のうち、(ア)において農用地区域を設定する方針とした現況農用地に介在又は隣接するものであって当該農用地と一体的に保全する必要があるもの及び次に掲げる 2 ha 以上の農業用施設用地について、農用地区域を設定する。

(表一 農業用施設用地)

(農用地区域を設定する 2 ha 以上の農業用施設用地がある場合、下表に記載)

農業用施設の名称	位 置 (集落名等)	面 積 (ha)	農業用施設の種類
鉄骨ビニールハウス	中島字御城前	2ha	園芸用栽培施設
計		2ha	

(I) 現況森林、原野等についての農用地区域の設定方針

現在、山林、原野等を農用地として利用している土地や、農地開発計画が予定されている地域は無いことから、畦畔等その利用形態が農地と一体不可分であるものや、周辺の農用地の保全に必要と認められるものを除き、現況山林・原野等については農用地区域に設定しない。

(2) 農業上の土地利用の方向

ア 農用地等利用の方針

農用地区域にある現況農用地については、重点作目とする米、大豆、野菜、花き、畜産等の生産を確保するため活用する。

田については、ほ場整備がほぼ終了しており、食料の自給率を高める必要から水田の総合利用体系を推進する。また、畑・樹園地については、高度利用を図り作物の集団化・低コスト生産、規模拡大を図るとともに、農地流動化の推進を図る。

なお、採草放牧地・混木林地の利用計画はない。

(表一 農用地等利用の方針 その1)

区分 地区名	農地			採草放牧地			混牧林地		
	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減
滑津地区	418.7	416.7	-2	0	0	0	0	0	0
吉子川地区	330.9	329.4	-1.5	0	0	0	0	0	0
計	749.6	746.1	-3.5	0	0	0	0	0	0

(表一 農用地等利用の方針 その2)

区分 地区名	農業用施設用地			計			山林・原野	
	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	
滑津地区	1.9	1.9	0	420.6	418.6	-2		0
吉子川地区	0.6	0.6	0	331.5	330.0	-1.5		0
計	2.5	2.5	0	752.1	748.6	-3.5		0

イ 用途区分の構想

(ア) 滑津地区

- 阿武隈川水系に属する平坦部の水田については、ほ場整備が済み、汎用田としてすでに用排水条件の整備が一定程度進められており、その多くが、団地性10ha以上、傾斜度3度未満で構成されている。今後の田畠輪換に対応する条件を備えていることから、農地としての利用を進める。
- 泉川水系に属する水田については、区画はほぼ整備されたものの排水条件が悪く、汎用化するまでに至っていない。今後は、田畠輪換に対応できる整備を行うことにより農地としての利用を進める。
- 当地区の畑は、その多くが未整備であり散在している。整備済についても団地規模は小さく、10haを超えるものは一部にとどまっており、機械化や規模拡大の障害となつていい

る。今後は農地の集団化を進め、規模拡大と農地の有効利用を図っていく。

(イ) 吉子川地区

- a 阿武隈川水系に属する平坦部の水田や畑については、滑津地区と接続してほ場整備が完了し、汎用田としてすでに用排水条件の整備が一定程度進められている。そのほとんどが団地性10ha以上、傾斜度3度未満で構成され、今後の田畠輪換に対応する条件を備えていることから、農地としての利用を進める。
- b 阿武隈川水系の南側に属する大字吉岡字南の水田については、小規模区画(10a)であり、機械効率が悪く今後の整備を必要とする。
- c 本地区の畠地については、阿武隈川水系に集団する地区を除き、多くが集落近辺に散在している。現況のままではほ場整備も不可能なため、土地の流動化を推進し、経営規模の拡大により農家経営の安定を図る。

ウ 特別な用途区分の構想

なし

2 農用地利用計画

別記のとおりとする。

第2 農業生産基盤の整備開発計画

1 農業生産基盤の整備及び開発の方向

本地域内にある農用地のうち、農用地区域内の農用地に含まれる既存農用地については、水田を主として、畑や、一部は樹園地として利用されている。水田の多くは、阿武隈川・泉川の支流にあり、傾斜度3度未満と平坦で団地性に富んでいる。畑は、傾斜度3度未満で田の周辺部に小規模を形成するとともに、10ha規模の団地も一部に見られる。

基盤整備についてはこれまで、農業構造改善事業、県営ほ場整備事業等各種事業により実施され、田のほとんどと、畑についても半数程度が整備済となっている。また、農道、用排水路、ため池等についても、区画整理とともに整備が進んでいる。

今後の土地基盤の整備及び開発は、ため池整備を主として、安定した水資源確保等による営農環境の充実を図る。

また、施設の長寿命化とライフサイクルコストの低減を図るため、適切なストックマネジメントに努める。

ア 滑津地区

田の90%、畑の40%がほ場整備されている。ほ場整備完了地区であり、用排水路の改良整備にも取組んできた。今後も、水田の汎用化等を通じ経営の合理化を推進するとともに、重点作物の振興により農家経営の安定化を図る。

また、ため池整備を実施し、安定した水資源確保等による営農環境の充実を図る。

イ 吉子川地区

田のほとんどと、畑の半数程度についてほ場整備が実施されている。水田のほ場整備については滑津地区同様ほぼ完了している。畠地については、分散したほ場が多いため、合理的経営を促進する上でかなりの障害になっている。今後は、土地の流動化を推進し、経営規模の拡大により農家経営の安定化を図る。

2 農業生産基盤整備開発計画

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図番号	備考
		受益地区	受益面積		
用水改良事業	ため池整備事業	A-1滑津地区	新池大池地区 (82 ha)	1	中島村大字滑津 字新地 地内 他

3 森林の整備その他林業の振興との関連

農業生産基盤整備計画については、森林の整備その他林業の振興に影響を及ぼさない計画としており、環境保全や産業全般を勘案しつつ、推進していくものとする。

4 他事業との関連

計画事業については、土地改良総合整備事業、団体営農道整備事業、老朽ため池等整備事業により取組むものとし、他事業との関連性が発生する場合には、適宜、調整等を行いつつ、適切に進めていくものとする。

第3 農用地等の保全計画

1 農用地等の保全の方向

農用地は農業生産にとって最も基礎的な資源であり、一旦荒廃するとその復旧が非常に困難となるものである。また、将来にわたり、食料の安定供給や、農用地の持つ水資源のかん養・保水などの多面的機能を発揮していくためには、無秩序な土地利用や耕作放棄地、鳥獣被害等による農用地のかい廃を防ぎ、営農に適した良好な状態で農用地を保全していくことが重要である。

こうしたことから、地域の実情に応じ、水利施設整備やため池改修等、水資源のかん養・保水のための取り組みを今後も進めていくとともに、中山間地域等直接制度や多面的機能支払制度等を活用しつつ、今後も農地が持つ多面的機能を維持し、基盤整備が完了した農地は引き続き優良農地として保全する。

さらに、就農者の高齢化等を背景に増大傾向にある遊休農地対策として、農地の利用状況の把握に努め、農地中間管理事業等を活用し、担い手への集積を促進し、農地の荒廃化を防止するとともに、集積の阻害となる荒廃農地の解消に向けた取り組みを支援する。

このほか、老朽化や脆弱化が進む、ため池や施設等については、適切な管理のもとで危険度の高い箇所から補強・整備を推進し、自然災害等への対応を図る。また、地すべり対策として、既設の地すべり防止施設の状況や機能実態の把握、定期的な維持管理を図る。

2 農用地等保全整備計画

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図番号	備考
		受益地区	受益面積		
用排水改良事業	四ヶ村幹線用水路 用排水路改修工事一式	A-1 滑津地区 B-1 吉子川地区	390 ha	1	水利施設整備事業
用排水改良事業	四ヶ村堰 四ヶ村堰補修工事一式	B-1 吉子川地区	390 ha	2	水利施設整備事業
用排水改良事業	用水路製品撤去再設置 L=約 250m	A-1 滑津地区	28 ha	3	土地改良施設維持 管理適正化事業 (申請予定)
用排水改良事業	用排水頭首工全般改修工事	A-1 滑津地区 B-1 吉子川地区	24 ha	4	水利施設整備事業
用排水改良事業	用排水ため池堤体漏水改修工事	A-1 滑津地区 B-1 吉子川地区	24 ha	5	ため池改修工事
用排水改良事業	揚水機場（加圧機場） ポンプ更新（2台）	B-1 吉子川地区	3ha	6	土地改良施設維持 管理適正化事業
用排水改良事業	用水管路パイプライン改修 (VUΦ 100~75)	B-1 吉子川地区	3ha	7	国営造成施設管理 体制整備促進事業 ほか

3 農用地等の保全のための活動

農業委員会による農地パトロールや、農地の適正管理指導の継続実施を推進する。また、多面的機能支払制度を活用し、耕作放棄地の発生を防止するとともに、農地の多面的機能を確保していく。さらに、地域の合意のもと農地利用調整活動を促進するなど、意欲と活力のある経営体への農地の集積・集約化等、農地の効率的な利用を図るほか、土地改良施設の維持管理を計画的に行う。

遊休農地は、農業的利用が望ましいものの、長年の耕作放棄により農業的利用が難しい山林や原野化した農地も存在している。今後、遊休農地の発生を抑制し、積極的な農業的利用を図っていくため、遊休農地の把握と維持管理に努める。

耕作放棄地への牛の放牧は、遊休農地の積極的な活用と耕畜連携による生産基盤の拡大につながるため、耕作放棄地放牧事業の活用、実施農家への支援に努める。

新規就農者に対する遊休農地の提供に対し支援を行うなど、遊休農地の利用集積の促進に

努めるとともに、認定農業者等の担い手に対し、遊休農地の利用および集積を図り、特定法人貸付事業の推進により、株式会社等の新規参入法人への集積を図る。

農地の保全管理を実施する団体・個人に対する支援を図るとともに、集落営農を推進していく中で、集落協定に基づく農地保全活動に対する支援を図る。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

農用地の保全のためには、森林の持つ水源かん養、土砂流出防止等の多面的機能の保持が必要であることから、森林伐採や林地開発等に対しては、森林の持つ機能が損なわれないよう指導に努める。

第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標

中核的農家の経営の安定・向上のため、高い生産力を誇る複合経営を目標として、本地域における中核農家の育成・確保をめざし、1戸当たりの平均耕地面積の増大、農業所得は710万円程度を見込む。

このため、当村の農業生産の柱となるべき野菜、花き等の園芸作物の産地の育成に務め、近接する首都圏に向けた多品目周年供給産地づくりを進め農家所得の向上を目指す。

中核農家の育成にあたっては、農業助成制度の積極的活用と関係機関と一体となった指導・支援を行う。

	営農類型	目標規模	作目構成	戸数 (経営体数)	流動化目標面積
個人経営	水稻+野菜(トマト)	3.0 ha	水稻 2.5 ha トマト 0.5 ha	6 1	30.5 ha
	水稻+野菜(キュウリ、ブロッコリー)	3.8 ha	水稻 2.5 ha きゅうり 0.5 ha ブロッコリー 0.8 ha	1 5	19.5 ha
	水稻+養豚	3.0 ha	水稻 3.0 ha 養豚 200頭	3	0.0 ha
	水稻+肉用牛	7.0 ha	水稻 4.0 ha 肉用牛 10頭 飼料作物 3.0 ha	6	19.8 ha
	水稻+乳用牛	7.0 ha	水稻 4.0 ha 乳用牛 15頭 飼料作物 3.0 ha	4	12.4 ha
	水稻+葉たばこ	4.0 ha	水稻 3.0 ha 葉たばこ 1.0 ha	1 0	10.0 ha
	水稻+花卉	3.0 ha	水稻 2.0 ha 花卉 1.0 ha	9	9.0 ha
	水稻	15.0 ha	水稻 10.0 ha 麦・大豆 5.0 ha	4	38.0 ha
	計	-	-	1 1 2	139.2 ha

	営農類型	目標 規模	作目構成	戸 数 (経営体数)	流動化 目標面積
協業 経営	水 稲	30.0 ha	水 稲 30.0 ha	3	45.0 ha
	計	—	—	3	45.0 ha

（2）農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

地域農業の発展を図り、自立経営農家の育成を推進するため、農用地利用増進事業等による農地流動化で農用地の集積を図る。また、農地の集団化を進めるとともに、農作業の合理化に向け、水田営農活性化対策等の事業を通して農地を5～10団地に集団化する。さらに、作目の混在が見られる地域については、各種事業により集団化を進め、農作業の受委託、共同化、有畜農家と連携し、稲わら等との交換により地力の維持増進を促進し、農業生産性の向上を図る。

2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策

本村においては、多目的な土地利用による農地の資産的価値の高まりが、「売る」「貸す」ことへの抵抗感となり、経営規模拡大を望む農家への農地集積が進まない要因となっている。このため村では、農業経営基盤強化促進法および農地保有合理化事業による利用権の設定、農地中間管理事業等の活用による、農用地の流動化・集約化に向けた取り組みを推進する。こうした取り組みにより、農地の売買および農作業の受委託を推進し、担い手（認定農業者）への農地集積と経営規模の拡大を図る。

（1）農用地の集団化方策

農用地の有効利用と経営改善を促進するため、集団及び集落の役員が中心となって土地利用現況図の作成をして、集落内で話し合いを進め、土地条件等を考慮しながら農地の流動化を推進し、主要作物の集団化を推進する。

また、村、農業委員会が中心になって農用地利用増進事業、農地保有合理化事業、農地移動適正化あっせん事業等の啓発普及活動を行い、農業委員等による活動を通じ、各種制度を効率的に活用して中核農家へ流動化を進める。

（2）農作業の受委託方策

現在は、農作業を受委託する生産組織は一部あるが、各集落に生産集団の組織化をしながら全集落の作業受委託の意向調査を行い、地域の実態に応じて中核的担い手農家や生産組織に農作業の受託を推進し、受委託作業の促進を図る。

（3）地域農業集団の育成方策

現在活動している集団において、混住化による集落機能の低下、兼業による農地の遊休、粗放化等、多くの問題を抱えるようになり地域ぐるみの対応が迫られている。

これらの問題を解決するためには、各関係機関が協力・指導をして地域農業集団の活動を展開、中核農家の規模拡大及び農用地の高度利用を促進することにより、地域全体に活力を持たせ、地域農業集団の育成を図る。

（4）農業生産組織の育成方策

既存の生産組織の育成とともに、農地の流動化、農作業の受委託等による中核農家の規模拡大を図り、中核農家を中心とした農業経営の法人化等生産組織の育成・強化を図る。

また、農業改良普及所・農協・村が連携し育成する、生産組織のリーダー等を中心とした各種研修会、講習会等を実施し、資質の向上を図る。また、耕種農家の生産組織と畜産農家の生産組織等の地域内の生産組織の相互連携を強化し、土地、機械施設、稻わら、堆肥等の

有効利用を促進し生産集団の育成を図る。

(5) 地力の維持増進方策

役場・農協等が中心になり、畜産農家と耕種農家との結びつきを強化し、連絡調整を進めることにより、家畜ふん尿・堆厩肥と稲わら等との円滑な供給を行い、地力の維持増進を図る。

3 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

第5 農業近代化施設の整備計画

1 農業近代化施設の整備の方向

(1) 米

現在の稻作は、ほとんどがトラクター・コンバイン等による機械化作業である。大半が自己完結型であるが、一部共有または生産組織等も見られる。今後は、銘柄米の多収安定栽培技術の確立、品質、生産性の向上、低コスト化を図るため、受委託作業の推進と生産組織の育成を推進する。また、機械の共同利用、生産組織での組織的利用を進め、生産組織の実情に応じて、穀類乾燥調製施設の設置及び、農協等による広域的な穀類乾燥調製貯蔵施設の設置を図る。

(2) 大豆

稻作との組み合わせによる低コスト生産と農家所得の向上を目指し、水田営農活性化対策の主力作物として、耕地の有効利用による作付けを推進する。栽培技術の平均化と向上による単収の増加、病害虫防除の徹底、受委託作業による集団栽培の推進と適期管理の励行に努め、良品質及び商品化率の向上を図る。また、大豆のすべてづくりを解消する。

(3) 野菜（トマト・きゅうり）

今後は、産地間競争が激化する中で、産地指定品目の夏秋トマト・夏秋きゅうり・葉菜類を中心に多品目化周年出荷の産地体制を確立し、作付面積の拡大を目指すため、環境制御システム等のICT技術や養液栽培等新技術の導入により生産の確保及び所得の向上、安定労働力の平準化を図り、高品質野菜を計画的に安定出荷できる産地づくりを進める。

また、水田と畑地の効率的利用を高めるため、土地利用型野菜として、ブロッコリーの作付け拡大を奨励し、土地利用の高度化・収量の向上を図る。さらに、施設野菜として、トマト・きゅうり等の品目を中心に、加温施設等のある大型パイプハウス等を積極的に導入する。大幅な施設化の推進により高品質・安定生産及び出荷時期の拡大を図るとともに、予冷庫、選果場等の導入により、出荷の改善を進めて低コスト化と生産の安定を図り、周年供給体制を確立する。また、立地条件にあった新品目・新作型の普及を図るとともに、福島空港に近接した立地性を活かしたフライ特農業の推進を図る。

そのため、既存農家の適正な規模拡大を進め、新規農家の開拓や生産拡大に向け、栽培管理施設・農業機械の導入を図る。

このほか、農地の有効利用のため団地化を進めるとともに、生産組織の育成強化を図る。

さらに、連作障害を避けるための基本的な土壤診断等の手法により、深耕・堆肥投入等を促進し適正な輪作体系を確立する。

(4) 花き

シクラメン等鉢物類は、畑の有望作目として、今後も栽培農家の増大、面積の拡大、適品種の導入を図り、共販体制を確立する。また、シクラメンを核として鉢物・苗物等の導入を図り、花き産地を育成する。

さらに、従来から生産されている緑化木について、消費者ニーズに即した付加価値の高い生産及び商品開発を行い、収益率の向上に努めるとともに、生産者の拡大等による緑化木の振興を図る。

(5) 飼料作物

飼料自給率の向上と良品質の生産による畜産経営の改善と低コスト化のため、水田営農活性化対策をもとに作付面積の拡大、地力維持と輪作体系による計画的な生産を図る。さらに、畜産農家に農地の集積を推進し、自給飼料の作付け拡大・耕種農家との連携による生産流通を図り、自給飼料の確保と堆肥の有効利用を進める。

(6) 乳用牛

今後は、需要に見合った計画生産が求められているものの、高能力群の拡大定着と飼養技術管理向上を図り、経営の体質強化と低生産コストを実現し、乳肉複合経営を推進する。

生乳の需給及び価格の動向等酪農をめぐる諸情勢の変化に対応できるよう、生産コストの低減化を主眼として、飼料生産及び乳牛の飼養技術の向上を図る。また、他作目及び酪農経営相互間の有機的な連携により、飼料基盤の集団化、機械の共同利用、共同作業、副産物の有機補完利用等を促進し、酪農経営の合理化を図る。さらに、機械の共同利用体制を整備し共同作業体系を確立する。

サイレージの通年供与体系の移行を目指し粗飼料給与率の向上を図るため、転作水田の利用を進め、耕種農家との連携を進める。

優良素牛の導入を積極的に推進する。自家生産の雄牛等、生産子牛のほ育・育成、肥育を経営に取り入れ、肉用素牛の生産を進める。疾病の予防対策を講じるとともに防疫の組織を整備する。環境汚染防止のため家畜排泄物の処理施設等の整備を行う。

(7) 肉用牛

今後は、中核的繁殖農家の育成、繁殖肥育一貫経営等を通じ、経営規模の拡大を促進する。市場性の高い肉用牛の育成を進めるため優良な素牛の導入を図る。飼養頭数の規模拡大のため、中核的繁殖農家の育成、地域毎に生産組織の育成、各種資金の活用を積極的に進める。

粗飼料自給率の向上のため、転作水田の利用を進めるとともに、耕種農家との連携を深める。また、飼料生産施設利用の整備とふん尿処理施設の共同利用を進める。

産肉能力の優れた種雄牛の選定交配による優良雌牛の育成を図る。また、生産物の出荷、輸送体制の整備を図り、輸送コストの低減を図る。さらに、畜産環境の整備と消毒の励行、異常の早期発見及び早期治療のため定期診断、ワクチン予防接種を徹底する。

(8) 豚

今後は、一貫生産体制の確立を軸に畜産環境の整備を図り、繁殖及び肥育技術の向上を目指し生産性を高める。

集落地内におけるふん尿処理や悪臭問題を防ぐため、施設の改善を図る。ふん尿処理機械及び施設の整備を図る。

一貫経営農家群の育成に向け、繁殖及び肥育技術の指導強化を図る。また、優良雌豚の導入と不良形質豚の淘汰をして、優良素豚の確保を図る。さらに、畜産環境の整備と消毒の励行、異常の早期発見及び早期治療のため定期診断、ワクチン予防接種を徹底する。

[1] 滑津地区

野菜の規模拡大と生産の拡大のため、農業機械の導入を推進する。

[2] 吉子川地区

銘柄米の品質、生産性の向上、低コスト化を図るため、穀類乾燥調製施設の活用を通じ、野菜の規模拡大と生産の拡大のため、農業機械の導入を推進する。

[3] 全地区

生産組織化が困難な条件下において、農家の共同利用による生産・集出荷・販売の一貫体制の確立を図るため、農協等による広域的な穀類乾燥調製貯蔵施設の設置を図る。

また、野菜の産地拡大と労力の軽減のために、野菜選果場を設置し、野菜の規模拡大と生産性の向上を図り、農家所得の向上を推進する。

2 農業近代化施設整備計画

施設の種類	位置及び規模	受益の範囲			利用組織	対図番号	備考
		受益地区	受益面積 (ha)	受益戸数 (戸)			
稲作共同栽培管理施設	川原田 (田植機)	B-1吉子川地区	12	-	-	1	-
野菜共同栽培管理施設	二子塚 (トマトハウス)	B-1吉子川地区	0.05	-	-	2	-

3 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向

本村の農業従事者は年々減少し、高齢化も進行している。こうした状況を踏まえ、農業生産力を高め、持続的に発展させていくためには、本村の農業の中核を担う認定農業者等の意欲ある担い手を確保していくことが必要である。

このため、意欲ある農業者を認定農業者へ誘導し、効率的かつ安定的な経営体へと育成するため、農用地の利用集積、機械施設導入の支援、技術指導等の施策を実施する。また、農業の持続的発展のためには、新規就農者の育成確保が重要であることから、県や農協などの関係機関と連携を図り、生産技術の習得や資金の融通を図る。

また、農村における女性や高齢者を重要な担い手と位置づけ、女性農業者がその能力を十分に發揮し、農業経営に参画できるよう、経営管理能力や生産技術の習得を支援する。また、高齢農業者が地域社会や農村における活動に積極的に参加できるよう、条件整備を図る。

2 農業就業者育成・確保施設整備計画

該当なし

3 農業を担うべき者のための支援活動

(1) 就農準備等に必要な支援

新規就農を促進していくため、就農希望者への情報提供を実施する。さらに、県や「福島県新規就農相談センター」等の協力を得ながら、技術指導や就農支援資金の貸付けなどの支援を実施する。また、低利の制度資金の融通が受けられる認定農業者への誘導を図る。

(2) 農業教育の推進

県立農業短期大学校と連携し、新規就農者の育成、農業者の生産技術の向上を図る。また、児童生徒の農業や食物に対する理解を深めるため、教育委員会との連携等を通じ、食育を推進する。また、食の安全確保のための情報提供を、村民（消費者）に対し実施する。

(3) 女性、高齢農業者の農業経営参画の推進

女性、高齢農業者に対して、研修・会議への参加等を支援し、農業経営への積極的な参画を促進する。

(4) 農業未経験者への情報提供

農業に興味のある村民に対して情報を提供し、新規就農者の拡大を図る。

4 森林の整備その他林業の振興との関係

該当なし

第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画

1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

本村の平成27年度における総人口は5,001人、総世帯数は1,395世帯となっている。また、就業者数は2,885人、このうち農業を主とした第1次産業は551人となっている。人口や就業者数はこれまで増加傾向で推移してきたものの、今後は我が国全体の人口減少傾向と同様、増加に歯止めがかかり、緩やかな減少が続していくことも想定される。また、農業就業者についても、引き続きこれまでの減少傾向が続くことが考えられ、担い手確保の面からも、農業を取り巻く環境は厳しい状況が続くことが予想される。

こうしたことから、産業として自立できる農業経営を目指し、中核的農家の育成・強化に努める。また、優良企業の誘致等により、農業従事者の安定的な就業機会確保と農家経営の安定を図る。

(農業従事者の他産業就業の現状)

区分		従業地								
I	II	村内			村外			合計		
		男	女	計	男	女	計	男	女	計
恒常的勤務	第1次産業	2	3	5	18	10	28	20	13	33
	第2次産業	20	12	32	39	17	56	59	29	88
	第3次産業	17	14	31	35	44	79	52	58	110
	計	39	29	68	92	71	163	131	100	231
自営兼業	第1次産業	9	2	11	1	2	3	10	4	14
	第2次産業	4	1	5	2	1	3	6	2	8
	第3次産業	9	5	14	1	1	2	10	6	16
	計	22	8	30	4	4	8	26	12	38
出稼ぎ	第1次産業	0	0	0	1	0	1	1	0	1
	第2次産業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	第3次産業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	1	0	1	1	0	1
日雇・臨時雇	第1次産業	1	1	2	0	0	0	1	1	2
	第2次産業	4	0	4	0	2	2	4	2	6
	第3次産業	2	3	5	0	8	8	2	11	13
	計	7	4	11	0	10	10	7	14	21
総計		68	41	109	97	85	182	165	126	291

(注) 中島農業振興地域整備計画に関するアンケート調査結果より 平成30年10月実施

(農業従事者のうち、農業以外の仕事に従事している人数についての設問。本アンケートによる結果として集計したものであり、実際の規模や統計等とは必ずしも一致しない。)

2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策

農業への就業については、農用地利用増進事業等各種制度に関する啓発と指導相談を積極的に展開する。また、農業以外での就業については、日雇い・臨時雇の解消につながる企業、性別や幅広い年齢層に対応した雇用機会の確保に努める。また、誘致企業への誘導と離農及び農地流動化の相談活動を展開する。

3 農業従事者就業促進施設

該当なし

4 森林の整備その他林業の振興との関係

企業誘致等事業実施に際しては、森林資源の保護と育成に努め、計画区域用地等に山林を予定する場合については、関係機関との協議を充分に行い推進していく。

第8 生活環境施設の整備計画

1 生活環境施設の整備の目標

本地域の生活環境について、より快適で住み良いものとしていくため、地域住民の合意形成と主体的な取組みを基礎とし、総合的な快適性の向上を視点に整備を推進する。

特に、農業関連については、農業集落排水事業を活用した快適・衛生的な下水処理環境づくりを推進する。

(1) 街並み

「全村公園化」の理念のもとに、大池・新池周辺の公園化などの拠点づくりとともに、各地区、各家庭からの花き類や緑化木による公園化を進め、うるおいある美しい街並みづくりを推進する。

(2) 簡易水道

生活水準の向上による、上水の1人当たり消費量の増大や給水人口の増加などによる水需要の増加に対応できるよう、水源の確保と水質の保全に努めるとともに、施設の整備を進める。

また、村民の衛生の向上のため、上水道（簡易水道）の未利用世帯の解消を図る。

(3) 下水道

都市的な生活環境を形成する上で大きな要素である下水道の整備について、農業集落排水事業を中心として計画的に進める。すでに供用を開始している区域については、未加入家庭に対して加入の促進を啓発する。

農業集落排水事業の実施区域外の区域については、合併処理浄化槽の設置を推進する。

(4) ごみ・し尿

ごみの減量化及びごみの分別回収を各家庭に徹底するよう啓発し、省資源型の地域づくりを推進する。ごみのない美しい村の実現のため、村民意識の啓発に努めるとともに、清掃活動や美化運動等を推進する。

し尿処理については、下水道整備計画（農業集落排水事業）の進行状況を見ながら、適切な処理を図る。

(5) 消防・防災・救急

災害・災難に強いむらづくりを目指し、村防災計画を適宜見直していく。

消防・防災体制については、広域的な常設組織との協力のもとに、時代に対応した組織づくりを目指す。

広報活動・防災訓練等の充実により、村民の消防・防災に対する意識の啓発を図る。

(6) 交通安全・防犯

車社会の進展に伴う交通災害の増加を抑制し、安全な車社会を実現するため、道路・交通安全施設の改良整備及び管理を充実するとともに、村民の交通安全意識の高揚に努める。

本村の犯罪の発生率は、都市部に比べて比較的少ないと言えるものの、村民がより一層安心して暮らせる村とするため、組織の充実と関連設備等の整備及び維持管理に努める。

(7) 公害・環境保全

今後の企業誘致においては、公害を発生しないことを前提として進め、公害発生源の抑制に努める。

河川の水質汚染の大きな原因となっている家庭雑排水の排出については、村民に対する啓発活動を進めるとともに、農業集落排水事業、合併処理浄化槽の普及等を推進する。

ごみの不法投棄を無くすため、企業、村民などに対する意識の啓発を行うとともに、監視員制度などを検討し、ごみのない美しいむらづくりを推進する。

2 生活環境施設整備計画

施設の種類	位置及び規模	利用の範囲	対図番号	備考
農業集落排水事業	大字中島字天神前 96 (163ha)	吉子川地区	1	吉子川処理場
農業集落排水事業	大字滑津字中ツ島 38-2 (183ha)	滑津原地区	2	滑津原処理場
農業集落排水事業	大字滑津字代畠川原 5-1 (140ha)	滑津地区	3	滑津処理場
農業集落排水事業	大字松崎字中井 70 (52ha)	小針松崎地区	4	小針松崎処理場
農業集落排水事業	大字中島字宮前 13-3 (7ha)	町畠地区	5	町畠処理場
農業集落排水事業	大字吉岡字迎畠 64-1 (44ha)	吉岡地区	6	吉岡処理場

3 森林の整備その他林業の振興との関連

生活環境の整備に際しては、森林資源の保護と育成に配慮する。整備計画用地等に山林を予定する場合は、関係機関と十分協議し行う。

4 その他の施設の整備に係る事業との関連

事業計画は、農業集落排水施設整備事業等により取り組むものとし、庁内連携等を十分に図りながら進めていくものとする。

第9 付図

- 1 土地利用計画図（付図1号）
- 2 農業生産基盤整備開発計画図（付図2号）
- 3 農用地等保全整備計画図（付図3号）
- 4 農業近代化施設整備計画図（付図4号）
- 5 農業就業者・育成確保施設整備計画図（付図5号）
- 6 生活環境施設整備計画図（付図6号）

別添のとおり

中島農業振興地域整備計画書

中 島 村